

調查結果報告書

第1 総論	1
1 - 1 調査経緯	1
1 - 2 調査対象事項	1
1 - 3 結論	2
第2 補助金についての事情の変更の有無	2
2 - 1 2001年10月措置による補助金	2
2 - 1 - 1 反復しない補助金の分類	2
2 - 1 - 2 出資転換による補助金利益額の算定	3
2 - 1 - 3 2001年10月措置による補助金に関する結論	3
2 - 2 2002年12月措置による補助金	3
2 - 2 - 1 補助金による利益の存在	3
2 - 2 - 1 - 1 債権者の与信判断の非商業合理性	4
2 - 2 - 1 - 2 市場ベンチマークと2002年12月措置の実施条件の比較	11
2 - 2 - 2 出資転換による補助金利益額の算定	13
2 - 2 - 3 2002年12月措置による補助金に関する結論	14
2 - 3 補助金についての事情の変更の有無に関する結論	14
第3 その他の反論とその検討	14
3 - 1 補助金率の算出について	14
3 - 2 2002年12月措置による補助金利益の配分期間について	15
3 - 3 米、ECの課税判断について	17
3 - 4 WTO是正勧告について	17
3 - 5 その他の反論を踏まえた結論	18
第4 結論	18

凡　例

関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）	法
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成 6 年条約第 15 号）	W T O 協定
補助金及び相殺措置に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）	S C M 協定
世界貿易機関	W T O
紛争解決機関	D S B
調査（平成 16 年 8 月 4 日付財務省告示第 352 号に係るもの）	当初調査
関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 7 条第 19 項の規定に基づく、大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製 D R A M 等に係る補助金についての事情の変更の有無についての調査（平成 20 年 1 月 30 日付財務省告示第 26 号）に係る最終決定の基礎となる重要な事実	重要事実
調査（平成 20 年 1 月 30 日付財務省告示第 26 号に係るもの）	本調査
W T O 上級委員会報告書（WT/DS336/AB/R）	上級委報告
W T O パネル報告書（WT/DS336/R）	パネル報告
ダイナミックランダムアクセスメモリー	D R A M
エルピーダメモリ株式会社	エルピーダ
大韓民国	韓国
ハイニックスセミコンダクター（HYNIX SEMICONDUCTOR INC.）	ハイニックス
日本の調査当局	調査当局
韓国外換銀行（KEB）、ウリィ銀行、朝興銀行、農業協同組合中央会（NACF）	4 債権者
債務の弁済期延長及び利息の支払い猶予のための元本化	弁済期延長

第1 総論

1-1 調査経緯

- (1) 関税定率法（明治43年法律第54号）（以下「法」という。）第7条第19項の規定に基づく、大韓民国（以下「韓国」という。）ハイニックスセミコンダクター（以下「ハイニックス」という。）社製DRAM等に係る補助金についての事情の変更の有無についての調査（平成20年1月30日付財務省告示第26号）（以下「本調査」という）に係る最終決定の基礎となる重要な事実（以下、当該文書を「重要事実」という。）の開示以降の調査経緯は以下のとおり。
- (2) 平成20年7月22日、重要事実を利害関係者に対し書面により通知し、重要事実に対する反論の提出についての期限を、同年8月4日とした。
- (3) 利害関係者から提出された情報について、秘密として取り扱うことを求められた場合には、その旨及びその理由を記載した書面を提出させた。
- (4) 重要事実の「1-1 調査に至る経緯」及び「1-3 調査の経緯」について、特段の反論は出されず、変更はない。

1-2 調査対象事項

- (5) ハイニックスから、重要事実(9)について、「日本は2006年以降に2001年10月再編に関連して相殺関税を賦課することはできない。」また、2001年10月措置に関し、「5年間の期間の満了により、相殺関税を賦課するための法的根拠も消滅した。したがって、2006年の時点で相殺すべき補助金は存在しない。」との反論があった。
- (6) 調査当局の見解： 重要事実においては、2001年10月措置により2003年にハイニックスにもたらされた補助金の額及びその計算の根拠について調査（平成16年8月4日付財務省告示第352号に係るもの）（以下、「当初調査」という。）から変更すべき点がないことを述べた。当該反論は、本調査結果を踏まえて取られる対応に対するものである。世界貿易機関（以下「WTO」という）は正勧告¹の実施に当たっては右を踏まえ対応がとられることとなるが、本調査に対する反論としては採用できない。
- (7) 次に、エルピーダメモリ株式会社（以下「エルピーダ」という。）から、重要事実(9)について、以下の反論があった。
 - ・「補助金が発生するのが出資された時点であることは明白である。したがって、特に本件調査の段階で、補助金配分期間の起算点が2001年10月31日以降となる旨認定し直すまでもなく、2006年1月27日には調査当局が認定した補助金配分の5年は経過していないことは明らかであり、本件賦課の内容を見直す必要はない。」

¹ 2007年12月、WTO紛争解決機関は、日本の相殺関税措置に対しWTO協定に整合的ではない部分を是正するよう勧告

- ・「本件賦課が、SCM協定に不整合であると判定されたものである以上、当初調査における補助金配分期間の起算点に係る認定が、SCM協定に不整合であるとされたものとして捉え、その認定をし直すことも十分に可能である」また、「SCM協定に不整合であるとされた部分以外についての認定し直しも、WTO協定に反するものではなく、十分に可能。」
- ・「補助金による貿易への歪曲効果及び輸入国の産業に対する損害が、補助金の交付時以降に発生するものである以上、2001年10月措置による補助金の配分期間については、そのような交付があったと考えられる2001年10月31日以降から配分期間を起算するべき」
- ・「補助金配分期間は、法人税法上の設備の耐用年数により計算されるところ、韓国の法人税法においても、日本の法人税法においても、減価償却の場面で、年度途中に事業の用に供した資産がある場合には、減価償却費の月数按分が認められている。したがって、補助金配分期間が年単位で計算されるものであるとしても、補助金が年の途中で交付された場合には、年の途中から配分期間を起算することにも合理的な理由がある。」

- (8) 調査当局の見解： 本調査は、WTOは正勧告に従って、当初調査において調査当局が明示的または暗示的に認定したとされた事実、並びに他の調査上の記録及び本調査において利害関係者が提出した証拠及び意見を踏まえて、当初調査の最終決定をWTO整合的に変更するものである。調査当局が当初調査において認定した5年間の配分期間については、WTO紛争解決機関（以下「DSB」という）から何らの誤りも指摘されていない。したがって、本調査は当該事実認定に変更を加えるものではない。よって、当該反論は採用できない。なお、当初調査では、2001年10月措置による補助金利益は2001年1月より2005年12月末までの5年間で配分している。
- (9) この他に、重要事実の「1-2 調査の概要」に関して、特に反論は無く、重要事実の開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

1 - 3 結論

- (10) 以上により、重要事実の「1 総論」に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

第2 補助金についての事情の変更の有無

2 - 1 2001年10月措置による補助金

2 - 1 - 1 反復しない補助金の分類

- (11) エルピーダから、重要事実(16)について、「『当該補助金（債務の出資転換、債務免除）は反復しない補助金である』とあるが、2000年から2002年にかけて反復してハイニックスに対する救済措置がなされていることからすれば、債務の出資転換及び債務免除による補助金が反復しない補助金であるとの認定については、疑問なしとしない。」との反論があった。

(12) 調査当局の見解： 本件において、補助金利益額の算定に当たって出資転換及び債務免除を反復しない補助金とすることについては、そもそもWTO紛争解決手続において争われておらず、WTOは正勧告の対象とはなっていない。したがって、本調査の対象ではない。よって、当該反論は採用できない。

2 - 1 - 2 出資転換による補助金利益額の算定

(13) 重要事実「2-1-3-1 出資転換による補助金利益額の算定」について、韓国政府から、「本重要事実は、… 株主資本利益はマイナスの数字であったから、株式の価値はゼロであったと示されていると主張している。」とする一方で、「関連する株主資本利益は、債務が取り消された後、よって、ハイニックスの債務を返済する義務が消滅した後に、ハイニックスについて債権者が合理的に期待し得る損益である。本重要事実は、かかる期待される損益について、何ら分析しあるいは算定しようとも主張していない。」との反論があった。

(14) 調査当局の見解： 重要事実では、補助金利益額の算定について、事実を総合的に判断し、措置当時においてハイニックスは債権者に実質的な価値を有していない株式を発行した、すなわち株式の価値はゼロであったと認定し、また、ハイニックスが当該出資転換に係る費用を負担したことを見事は認められない、と認定したものである²。当該事実認定は、WTO上級委員会報告書（以下、「上級委報告」という。）及びWTOパネル報告書（以下「パネル報告」という。）で判断されたとおり³、補助金及び相殺措置に関する協定（以下「SCM協定」という。）に整合的にするために、措置当時における補助金を受領した者の視点から行うことが要請されているが、調査当局は、上級委報告及びパネル報告の判断を踏まえ⁴、係る要請及び判断に沿った事実認定を行ったものである。韓国政府の反論は、補助金を交付した者からの視点から利益額を主張するものである。これら反論は、本件の上級委により要請されるSCM協定に相反するものである。したがって、韓国政府の反論は受け入れられない。

2 - 1 - 3 2001年10月措置による補助金に関する結論

(15) このほか、「2-1 2001年10月措置による補助金」に関して、特に反論は認められなかった。以上より、重要事実の「2-1 2001年10月措置による補助金」に関して、重要事実の開示の際に示された調査当局の事実認定及び当該事実に基づく判断を変える必要はないものと認められた。

2 - 2 2002年12月措置による補助金

2 - 2 - 1 補助金による利益の存在

² 重要事実(23)-(33)

³ 重要事実(21)

⁴ 重要事実(19)-(22)

2 - 2 - 1 - 1 4 債権者の与信判断の非商業合理性

- (16) ハイニックスから、「ハイニックスの脆弱な財務状況及び新たな資金を調達する能力がないことは、まさにハイニックスが再編されなければならない理由であり、再編がなぜ意味があるのかについてのドイツ銀行の分析のまさに基礎をなしているのである。」との反論があった。
- (17) 調査当局の見解：当該反論は、一般論として脆弱な財務状況にあり資金調達能力に欠ける企業は再編される必要があると言っているにすぎない。また、係る状況に置かれた企業に対する再編措置はすべからく商業合理的と言っているに等しく、重要事実における認定及び証拠に基づく韓国外換銀行(KEB)、ウリィ銀行、朝興銀行、農業協同組合中央会(NACF)(以下「4債権者」という。)それぞれの与信判断に関する特定の事実に則した反論ではないため、受け入れられない。
- (18) 韓国政府から、「パネル及び上級委員会は、取引が商業的合理性を有することを証拠が示しているため、日本による2002年12月再編における利益の認定は、SCM協定第1.1条(b)及び第14条に違反するものとの決定を行った。」ところから、調査当局は「2002年12月再編に参加した銀行が通常の商業慣行に従わなかったとの見解を補強するものと主張する新たな証拠を提出することを試みた。」との反論があった。
- (19) 調査当局の見解：パネル報告は、2002年12月措置に関して、4債権者の参加は非商業的考慮に基づくものであることを適切に立証できなかったとし、特にドイツ銀行レポートの誤った分析は4債権者の2002年12月措置への参加は商業的に合理的でないとする調査当局の判断を無効化するものである⁵として、与信判断についての商業的合理性の分析が適切ではなかったと判断したものであり、さらに、客観的かつ公平な調査当局であれば、調査当局の選択した根拠ではドイツ銀行レポートを却下できなかったとして、ドイツ銀行レポートについて、4債権者の2002年12月措置への参加が商業的に合理的でなかったとの結論を基礎として、適切に依拠できなかった⁶と判断した。上級委は、係る判断について、調査当局の選択した根拠ではドイツ銀行レポートを却下できない⁷としたものである。これらから明らかな通り、上級委報告及びパネル報告は2002年12月措置が商業的合理性を有するとの判断は行っていない。韓国政府の反論は、2002年12月措置の利益認定に関する上級委報告及びパネル報告の判断の誤った理解に基づくものであり、受け入れられない。
- (20) 韓国政府からさらに、「JIAは、パネル及び上級委員会が明確に認定したように、ドイツ銀行の報告書へのJIAの以前の批判に根拠がないことを今や認めているようである」との反論があった。
- (21) 調査当局の見解：本調査では、調査上の記録を改めて検討した結果、2002年12月措置の実

⁵ パネル報告(7.282)

⁶ パネル報告(7.247)

⁷ 上級委報告(163)

施条件は企業構造調整特別委員会が設定しており、当該条件は、ドイツ銀行レポートとは重要な点で異なることを認定した⁸。このため、本調査では、4 債権者それぞれが当該条件について商業的合理性に基づいて検討したか否かを検討したものである。さらに、本調査では、合理的な投資家であれば当然に求められるドイツ銀行レポートに対する慎重な検討を行ったことが 4 債権者のいずれにおいても認められなかったものである。このため、本調査における利益の認定においては、ドイツ銀行レポートの内容自体についての当初調査重要事実における事実認定⁹を基礎としている。即ち、当該事実認定は本調査における検討とは直接の関係がなく、また、本調査では、当初調査におけるドイツ銀行レポートの内容について改めて判断を行ったものでもない。以上の理由から、ドイツ銀行レポートについて「以前の批判に根拠がないことを今や認めている」との韓国政府の主張は当たらず、よって係る反論は採用できない。

(22) 重要事実の「2-2-3-1-1-3 各債権者によるリスク評価」について、ハイニックスから、以下の反論があった。

- ・「債権者銀行はドイツ銀行報告書に大きく依拠してその与信判断を行った。」、「ドイツ銀行報告書を無視しようとする決定は特におかしいものである。」、また、調査当局は当該レポートについて「どの箇所においても、… 再評価を行っていない。」
- ・「ハイニックスの既存の債権者がドイツ銀行報告書に依拠したのであれば、債権者の行為の商業的合理性に異議を唱えるのは不可能」、「ハイニックスを清算するよりも再編することを決定したのは全く合理的であった。」。
- ・また、調査当局が引用した個別の銀行によるハイニックスの信用評価に関して、「低い信用評価及び相当程度の貸倒金の引当ては、再編の文脈において予想されるべきまったく一般的なもの」であり、「ハイニックスが既存の債務の支払いを行えないということは、銀行に多額の貸倒金の引き当てをなさしめることになるが、このことはまた、再編を商業的に合理的なものとする。… 当該債務の回収の見込みを最大化するために、既存の債務を再編する、という銀行の決定に完全に合致するものである。」、「当局は、この信用力調査及び貸倒引当金はハイニックスの再編後の状況ではなく、以前の状況に基づき決定されたという基本的な点を無視している。」
- ・朝興銀行より提出された内部審査資料に関して、調査当局は「債権者は明確な説明をしていないと主張する」が、「ドイツ銀行による 100 ページ以上の分析は、朝興銀行の決定を完全に支持するものであり、朝興銀行が自らの評価において詳細な分析を繰り返す理由は何もない。」

(23) 調査当局の見解： 調査当局は、本件の調査上の証拠に基づく事実に則して、2002 年 12 月措置に参加した 4 債権者それぞれの与信判断が商業合理的な考慮に基づくものであったのか否かについて検討し、当該考慮に基づくものではないと判断したものである。ハイニックスは、ハイニックスの債務を再編するか否かを決定する上で 4 債権者がドイツ銀行レポートに依拠したのであればそれらの者の行為は商業的に合理的であると主張するが、係る主張は、以下に述べるとおり、本調査上の証拠を総合的に評価すると、受け入れられるものではない。また、本件のパネルも、「ハイニックスの債権者はドイツ銀行の分析は完全ではないことを十分に認識していた」¹⁰

⁸ 重要事実(71)

⁹ 当初調査重要事実(343)-(345)

¹⁰ パネル報告(7.197)

と認定しており、4 債権者はドイツ銀行レポート及び 2002 年 12 月措置の条件を慎重に検討すべきであるとの当局の判断を支持しているが、ハイニックスの反論はパネルの当該認定に反するものである。

- (24) まず、調査当局は、2002 年 12 月措置が実施されるまでのハイニックスの客観的な財務状況、4 債権者それぞれのハイニックスについての財務状況及び回収可能性の評価を検討し、合理的（理性的）な投資家であれば、当時のハイニックスへの与信判断に関しては特段の注意が必要とされる状況であることが認められた。その一方で、4 債権者とも、その与信判断は韓国政府の強い影響下にあったことが認められた。次に、4 債権者それぞれについて 2002 年 12 月措置参加の可否について内部検討状況を検討したが、いずれについても措置への参加を判断するに当たってハイニックスの当時の財務状況やその評価等の事実を考慮して独自にドイツ銀行レポートについて十分な評価を行ったことを示す一切の証拠は認められず、4 債権者が十分なリスク評価を行ったとは認められなかった¹¹。その一方で、債権者のハイニックスへの与信判断には商業合理性以外の要素を考慮していたことを認定した¹²。
- (25) さらに、2002 年 12 月措置の条件は、ドイツ銀行レポートの示した勧告とは重要な点で異なるところから、ドイツ銀行レポートのみでは、各債権者の 2002 年 12 月措置参加の判断が商業的合理性に基づいたものであることを示したこととはならないと認定した。その上で、係る 2002 年 12 月措置の実施条件の設定に当たっては、これを実質的に決定した企業構造調整特別委員会による審議過程において商業合理的な考慮が行われたことについて重大な疑問があることが認められ¹³、本調査上の証拠から、韓国政府が当該過程に積極的に介入して韓国政府のハイニックス救済政策の実現に向けた条件を設定したと認定することが合理的であると判断された¹⁴。これに加え、もともと、ドイツ銀行もレポートを作成するにあたっては、債権者の商業合理性以外の要素が念頭に置かれていたことが認められた¹⁵。
- (26) 以上の事実を総合的に検討し、4 債権者はそれぞれの商業合理的な考慮に基づき措置への参加

¹¹ 重要事実(58)-(60)

¹² 重要事実(80)-(81)

¹³ 重要事実(71)-(72)

¹⁴ この点に関してさらに、4 債権者のうち 3 債権者から提出された内部審査資料によれば、これらの実施条件を前提に、2002 年 12 月措置を実施した場合の将来のハイニックスへの与信に対する損益分析を行っているが、係る分析の前提となつた実施条件の商業合理性の観点での妥当性について検討した記述は一切認められなかった。（ウリイ銀行現地調査提出資料 6、朝興銀行現地調査提出資料 4、NACF 現地調査提出資料 5。なお、KEB については、2002 年 12 月措置への参加に当たっての与信判断に関する内部審査資料の提出を拒否したため、係る拒否の事実を踏まえつつ、入手することができた他の証拠により判断せざるを得ない。）

¹⁵ 重要事実(73)-(79)。なお、当初調査重要事実(328)-(337)において認定した、ハイニックス救済のため韓国政府が 2002 年 12 月措置またはその基礎となったドイツ銀行レポートに干渉していたと述べる新聞報道があったという事実は、本重要事実において認定した事実とともに、韓国政府が 2002 年 12 月措置の条件設定に介入していたという事実認定を補強するものである。本件パネルも、当該証拠から、2002 年 12 月措置に政府が直接関与していたと判断する十分な証拠があることを認めている（パネル報告(7.109)）。さらに、係る報道により、2002 年 12 月措置の条件には政府が介入しているとハイニックスの債権者が考えていたものと推測され、当該条件が商業的合理性のあるものであるか慎重な検討がなされて然るべきであるとの調査当局の判断を補強するものである。

¹⁶ 重要事実(82)。なお、当初調査重要事実(340)において認定した、ドイツ銀行レポートの作成に当たってドイツ銀行はハイニックス債権者のみならずハイニックス自身とも契約を締結していたとの事実認定に変更はない。この事実は、本調査の重要事実(82)において行った、ドイツ銀行はハイニックスを再建することのための検討を行っていたとの事実認定を、さらに補強するものである。

を決定したとは認められないと判断されたものである¹⁷。ハイニックスを含む利害関係者は、上述のいずれの事実認定について何ら反論していないところから、これらの事実認定及び判断に変更はない。ハイニックスは、調査当局は債権者銀行が依存したドイツ銀行レポートを無視しようとされていると主張するが、重要事実において述べたとおり、係る主張に根拠はない。また、調査当局がドイツ銀行レポートの再評価を行っていないとの主張も当たらない。

- (27) また、ハイニックスは再編後の状況を対象にした信用評価を用いるべきと主張するが、当初調査でも述べたとおり、相殺関税調査では、再編措置への参加を決定した与信判断がなされた当時の証拠を基礎として利益の認定、すなわち商業合理性の判断を行うことが求められており、本調査においても当該証拠を基礎として判断を行っている。よって、ハイニックスの主張は受け入れられない。また、ハイニックスは再編の以前の信用評価に基づいていると主張するが、本調査では、調査当局は再編措置への参加の決定に当たって与信判断が行われた当時の信用評価を用いている。ハイニックスの当該主張は事実を誤認したものであり、受け入れられない。
- (28) ハイニックスは、個別の債権者の内部検討の具体的な状況についての反論として、朝興銀行のみについて反論しているが、その反論は本調査上の証拠に基づくものではない。朝興銀行は、その提出した内部審査資料において、ハイニックスの処理方策として、まず、同社の清算は「利害関係者（株主、従業員、納入業者）の反発及び国民経済への影響を考慮する時の対案として適切でないものと判断」している。すなわち、同行は、非商業的因素に対する配慮を要因として、清算というオプションを否定した上で、企業構造調整特別委員会が提案した2002年12月措置を受け入れるか否かの判断を行っていた。
- (29) また、当該措置の検討では、まず、同行としては、ハイニックスの「生存可能性は不透明で（将来の）清算の可能性を排除できない」との見方を示したが、ドイツ銀行レポートはハイニックスの処理方策として、「清算よりは債務再調整を通じた正常化後の売却推進が債権団に有利であると勧告していた」と当該レポートの勧告内容をそのまま引用し、清算というオプションについて「対案として適切でない状況において新規支援なしに債務再調整を通じて会社を維持してゆき、今後売却（M&A）の機会を探ってみるのが現状において確実にもっとも望ましい方案であると判断され、同意しようと思う。」との結論に直ちに至っている。
- (30) このように、当該結論に至る過程において、朝興銀行は、同行自身としては当時のハイニックスの経営・財務状況からハイニックスへの与信を回収することは期待できないと評価していた事実については一切考慮せずに、ドイツ銀行レポートの再編勧告をそのまま受け入れたことが認められた。また、朝興銀行の内部審査資料には、企業構造調整特別委員会が示した2002年12月措置の条件を実施した前後ににおける同行の損益額の差額が示されたものの、当該実施条件について、ドイツ銀行レポートに含まれない条件を含め、商業合理性の観点での妥当性について同行としての検討を行った記述は一切認められなかった。重要事実では、これら事実、他の朝興銀行にかかる事実及びハイニックスの客観的財務状況等を総合的に検討して、朝興銀行の2002年12

¹⁷ 重要事実(87)

月措置への参加の判断は商業的合理性に基づいたものではないと認めたものである。したがって、朝興銀行の内部審査資料が内部のリスク評価を明確かつ説得的に示す資料である、ドイツ銀行レポートの分析により朝興銀行が自らの評価において詳細な分析を繰り返す必要はない、とのハイニックスの主張は受け入れられない。

- (31) 韓国政府から、重要事実の「2-2-3-1-1-4 各債権者の与信判断への韓国政府の関与」について、「2002年12月再編はドイツ銀行の報告書の勧告に一致していたため、債権者が韓国政府の委託又は指示を受けていたか否かにかかわらず、かかる再編による利益は存在しなかった。」、「韓国政府の関与によりハイニックスに利益が付与されたことを立証できていない。」との反論があった。
- (32) ハイニックスからも、調査当局は「韓国政府の関与に関するこの証拠が『委託又は指示』と、再編の商業的合理性の双方を立証できるものと考えているが、この証拠に合理的に置き得るよりもより大きな比重を置いている。韓国政府の関与の有無は、再編が合理的であったか否かというまさに問題となっている点には無関係である。」との反論があった。
- (33) 調査当局の見解： 上述したとおり、重要事実では、事実を総合的に判断して、2002年12月措置への参加を決定した4債権者の判断が商業合理的な考慮に基づくものではなかったことを認定した¹⁸。韓国政府の関与の有無は、当該判断の基礎となる重要な事実の一つである。以上から、韓国政府及びハイニックス双方の反論は採用できない。
- (34) また、韓国政府及びハイニックスは、2002年12月措置がドイツ銀行レポートの勧告と一致していたことから、ハイニックスに利益が生じていないと主張しているが、重要事実において述べたとおり、2002年12月措置の条件はドイツ銀行レポートの示した報告書の勧告と重要な点において異なる¹⁹。したがって、ドイツ銀行レポートの勧告内容と2002年12月措置自体の内容が一致していたことを理由としてハイニックスに利益が生じていなかったとの反論は採用できない。
- (35) ハイニックスから、重要事実の「2-2-3-1-1-5 實施条件及び企業構造調整特別委員会における検討内容」について、「最終的な再編の詳細は、若干ドイツ銀行報告書を超えるものであるが、再編は…清算よりも商業的に意味あるものとするドイツ銀行報告書の基本的な論理及び結論をいなかる意味においても変更するものではない。」、ドイツ銀行レポートにおける再編オプションの検討に当たって用いた【秘密扱いのため不開示】保守的な前提においても、「再編における回収率は、他のオプションよりもはるかに高いものであった。」、よって、「再編を選択することは、合理的な投資家が取りえる、もっとも合理的な選択であった。」との反論があった。
- (36) さらに、2002年12月措置で債権者に発行されたハイニックスの株式に一定期間の売却制限が設定されていたことに関して、「かかる制限は、いかなる意味においても再編の文脈における商

¹⁸ 重要事実(88)-(89)

¹⁹ 重要事実(71)

業的考慮と無関係である。」として、「ドイツ銀行が、その分析において株式の価値を含んでいないことに照らすと、転換価格、一定期間、株式を現金化することに対する制限といった詳細な実施に関する事項に関して最終的に債権者が何を決定したかは関係がない、… 株式の価値が何であれ、回収率が大きくなれば、価値は単純に増加するのであり、再編を、既存の債権者にとって最善の選択肢」とするものである、との反論があった。

- (37) 調査当局の見解：ハイニックスの反論は、ハイニックスについて清算ではなく債務再編を行う場合であれば、転換価格等その再編条件はいかなるものであれ各債権者の商業的判断には何ら影響しないという前提に立っていると思われる。合理的投資家の観点、すなわち、その損失を最小限に止め又は利益を最大化するという観点からすると、ハイニックスの主張する基準は、ハイニックス再編の2002年12月措置の実施条件が商業合理的判断により決定されたかを判断するものとして全く不適当であると言わざるを得ない。
- (38) 重要事実では、2002年12月措置により債権者に発行された株式の1株当たりの転換価格について、ハイニックスの株価が2002年当初から下落傾向が続いているにもかかわらず措置実施当時の株価よりも相当高い転換価格で出資転換が実施されることとされたことなど、債権者による非商業合理的な考慮に基づき実施されたとの認定がパネルにおいて認められた2001年10月措置と比較してもより債権者にとって不利な条件となっていたことから、係る実施条件の設定に至る過程において商業的な考慮がなされたものであるかについて重大な疑問があると認められた。すなわち、当該措置の実施条件の設定に当たって債権者が行った商業合理性の考慮に関して重大な疑問があることが認められたものである²⁰。2002年12月措置により発行される株式の一定期間の売却制限に関しても、重要事実では、当時のハイニックスの置かれた厳しい経営・財務状況に鑑み、その検討過程において商業合理的な考慮に基づくものであったかについて重大な疑問があることを認定したものである²¹。ハイニックスの反論においては、これら2002年12月措置の実施条件が債権者にとって不利であるとの重要事実の認定自体に対する反論は認められなかった。よって、再編が清算よりも商業的に意味あるとの結論にいかなる意味でも変更はない、再編は他の選択肢の中から最善の選択であり、売却制限は再編の文脈における商業的考慮とは無関係である、とのハイニックスの反論には合理性がなく、係る反論は採用できない。
- (39) ハイニックスから、調査当局は商業的合理性以外の要因を考慮したことだが、「かかる事が合理的な決定をどうやって不合理な決定に変形するかを説明していない。」、「ドイツ銀行報告書は、再編の商業的合理性を示しており、銀行は全て、彼らが、意思決定の中心的因素としてドイツ銀行報告書に依拠したことを認めている。」、「銀行が他の要素を考慮したであろうという事実は、同様に再編の決定の合理性を減じるものではない。」、「銀行が、ある決定における基本的な商業的評価に加えて『非商業的因素』を指摘するのは非常に一般的なことである。」との反論があった。

²⁰ 重要事実(71)

²¹ 重要事実(72)

- (40) 調査当局の見解： D S B によって採択された本件の上級委報告及びパネル報告では、4 債権者の 2002 年 12 月措置への参加が商業合理的な考慮に基づいていなかったとの当初調査における認定が適切になされていなかったと判断され、これにより当該措置によりハイニックスに利益が生じたとの認定についても適切に立証されていないと判断されたものである²²。本件の W T O 是正勧告の実施を行うための本調査においては、4 債権者の措置への参加が商業合理的な考慮に基づいていたのか否かについて再認定を行うことが求められるが、仮想される商業合理的な決定と比較してどのように不合理な決定に変形されたのかについての認定まで行う必要は認められない。よって、ハイニックスの反論は採用できない。
- (41) 再編の決定の合理性との関係については、重要事実では、再編したこと自体の商業合理性を対象としているのではなく、本件の上級委報告及びパネル報告における判断に従い、4 債権者それぞれが再編措置への参加に当たっての与信判断が商業合理的な考慮に基づくものであったのか否かについて認定したものである。また、債権者が中心的要素としてドイツ銀行レポートに依拠して措置への参加の意思決定をしたとの主張については、上述したとおり、重要事実では、ドイツ銀行レポートのみでは 4 債権者それぞれの 2002 年 12 月措置への参加に当たっての与信判断が商業合理的な考慮に基づいたことを示す証拠としては十分ではないと認められたことに加え、2002 年 12 月措置の実施条件にはドイツ銀行レポートに含まれない要素が認められ、かつ、それが債権者にとって不利な条件であると認められたものであり、ハイニックスの反論に十分な根拠はない。さらに、銀行がある決定を行うに当たって「非商業的因素」を指摘するのは非常に一般的との主張に関しては、本件の調査上の証拠に基づいた特定の事実関係において、「非商業的因素」を考慮したことがなぜ商業合理的な判断を行ったことになるのかについてもっともと思われる説明を行っていない。よって、ハイニックスの反論は受け入れられない。
- (42) ハイニックスから、調査当局は「いくつかの事実の再引用によって、… 誤って、新たな資金を調達する能力を最重要の商業的な考慮として強調した。」との反論があった。
- (43) 調査当局の見解： ハイニックスの主張は、重要事実のいかなる点について述べられているのか具体的な根拠が示されておらず、当該主張は受け入れられない。なお、重要事実では、ハイニックスが悪化した経営・財務状況から市場から新規に資金調達ができない状況にあったことを認めたが、当該事実は、ハイニックスも認めているように、4 債権者の与信判断が商業合理的な考慮に基づくものではなかったとの認定の基礎となった数多くの事実の 1 つであり、それのみで判断したものではない。
- (44) 重要事実の「2-2-3-1-1 4 債権者の与信判断の非商業合理性」について、その他の反論はなく、重要事実に示された調査当局の事実認定及びそれらに基づく判断を変える必要はないものと認められた。

²² パネル報告(7.282)、(8.2(b))、上級委報告(280(b))

2 - 2 - 1 - 2 市場ベンチマークと2002年12月措置の実施条件の比較

- (45) ハイニックスから、重要事実はドイツ銀行レポートの信用性を否定しておらず、当該レポートは「再び分析されなければならない」が、それにより「2002年12月の再編に関する日本調査当局の評価は変更されなければならない。当該変更に基づき、利益の算定に関する取得可能な民間のベンチマークに関する日本調査当局の分析も変更されなければならない。」、さらに、ドイツ銀行レポートに概要が示された計画の商業合理性を考慮すれば、4債権者のいずれも、「2002年12月の再編の一部であった債務の出資転換および貸付再編の双方において、適正な商業的ベンチマークとされる」、また、「全ての債権者が同じ条件で参加した。従って、日本調査当局が何らかの利益を認定するならば、日本調査当局は可能性のあるベンチマークを全て否定しなくてはならない。それらのいずれかひとつがベンチマークとして存続すれば、当該1の債権者は他の商業的ベンチマークとなることができる。」との反論があった。
- (46) 調査当局の見解： 重要事実においては、上述したように²³、ドイツ銀行レポートの再評価も含めて改めて検討した結果、4債権者の2002年12月措置への参加が商業合理的な考慮に基づくものではなかったと認定されたものである。また、重要事実では、質問状を送付した4債権者以外の措置に参加した銀行についても、そのいずれからも回答がなされなかつたため、4債権者からの情報に頼らざるを得ず、4債権者に関する事実に基づき、それらの銀行の措置への参加についても商業合理的な考慮に基づくものとは認められなかつたと判断した²⁴。したがつて、これらの債権者のいずれも補助金利益の認定に当たつてのベンチマークとはなり得ない。よつて、これらの銀行のベンチマーク性に関する分析は変更する必要はなく、ハイニックスの主張は受け入れられない。
- (47) 加えて、弁済期が延長された融資については、市場ベンチマークとの比較による利益を認定した。係る事実認定については、ハイニックスを含む利害関係者から何らの反論も提出されていないところから、2002年12月措置によりハイニックスに利益がもたらされたとの判断は何ら変更されるものではない。
- (48) 以上の理由から、ハイニックスの主張は受け入れられない。
- (49) 韓国政府から、重要事実では、当初調査における債務再編からの利益を算定するためのベンチマークの選定は、上級委員会により承認されているとの見解をとっているが、「上級委員会は、明確に、適切な市場ベンチマークを特定しなかつたとして、パネルを責めた」ところ、重要事実は、「上級委員会がパネルの分析に見出したのとまさに同じ誤りを犯している。」、「本重要事実は、債務再編から得る利益を分析するための関連市場（すなわち、債務再編のための市場）を特定しておらず、かかる市場における適切なベンチマーク（即ち、かかる市場における利益を最大化する合理的な投資家の行動。）を特定していない。その結果として、本重要事実は、利益が

²³ 本調査結果報告書(25)

²⁴ 重要事実(89)

あったか否かを特定するため、または再編によって与えられる利益の額を算定するための根拠を提供していない。」との反論があった。

- (50) また、ハイニックスから、利益の存在について、補助金協定「14 条は、利益がそもそも存在するか否か、またそれにより、1.1 条に従い補助金が存在するか否かを規定する」ことから、利益の存在を認定するに当たっては「政府の資金面での貢献を、合理的な民間投資家の観点から、可能であれば同等な市場取引を使用して比較すべきである。」との反論があった。
- (51) 調査当局の見解： D S B で採択された本件の上級委報告及びパネル報告では、 S C M 協定第 1.1 条(b)により求められるハイニックスへの利益の存在の認定に関して、「債務再編のための市場」の証拠が本件に存在しない場合、与信判断が非商業合理的な考慮に基づくものであるか否かについての証拠に基づき判断することは S C M 協定に整合的であることを認めた²⁵。本調査の記録上、2002 年 12 月措置以外にハイニックスに与信を行った証拠はない²⁶ことから「債務再編のための市場」の証拠が存在しないことが認められた。したがって、4 債権者それぞれの与信判断が商業合理的な考慮に基づくものではなかったと認められることから、ハイニックスに 2002 年 12 月措置により利益がもたらされたと判断された。
- (52) 加えて、本件の上級委報告及びパネル報告においては、重要事実で示したとおり、2002 年 12 月措置のうち弁済期延長に関する当初調査における補助金利益額の算定及びその際に設定した市場ベンチマークは S C M 協定に不整合と判断されていない。したがって、その妥当性は維持されている²⁷。重要事実では、弁済期延長に係る市場ベンチマークとの比較により利益が発生していることから、債務の出資転換に係る補助金利益額の如何に関わらず、2002 年 12 月措置全体としてはこれによりハイニックスに利益が生じたものと認定した²⁸。
- (53) また、債務の出資転換に係る補助金利益額の算定については、重要事実で引用されているとおり、本件の W T O 是正勧告の対象となっているのは出資転換により債権者に発行された株式の価値についての認定のみであり、上述のとおり、債務の出資転換に係る市場ベンチマークを改めて特定する必要は認められない。
- (54) 以上より、債務再編から得られる利益を分析するための市場ベンチマークを特定していない、政府の資金面の貢献を合理的な民間投資家の観点から同等な市場取引を使用して比較すべき、といった主張は当たらず、係る反論は採用できない。
- (55) 重要事実の「2-2-3-1-2 市場ベンチマークと 2002 年 12 月措置の条件の比較」について、他の反論はなく、重要事実に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

²⁵ パネル報告(7.276)、上級委報告(226)

²⁶ 当初調査においては、韓国政府を含む利害関係者はハイニックスに類似する債務再編についての情報の提出を拒否し、本調査においても新たな証拠の提出がなかった。したがって、本調査上の記録には係る証拠はない。

²⁷ 重要事実(93)

²⁸ 重要事実(94)

2 - 2 - 2 出資転換による補助金利益額の算定

- (56) 重要事実「2-2-3-2 出資転換による補助金利益額の算定」について、韓国政府から、「本重要事実は、… 株主資本利益はマイナスの数字であったから、株式の価値はゼロであったと示されていると主張している。」とする一方で、「関連する株主資本利益は、債務が取り消された後、よって、ハイニックスの債務を返済する義務が消滅した後に、ハイニックスについて債権者が合理的に期待し得る損益である。本重要事実は、係る期待される損益について、何ら分析しあるいは算定しようとも主張していない」との反論があった。
- (57) また、ハイニックスから、「日本調査当局はハイニックスの株式価値がゼロであったとみなす信頼できる理由を提供していない。… 普通株式は、何らの投資収益の支払を保証するものではなく、また配当の支払いも保証するものではない。会社は、株式を買い戻すために保証を行うことはほとんどない。むしろ、株式の約束は、会社が成功したときにその価値が劇的に上昇することがあり、その場合、株主はかかる価値の上昇を享受できることである。」との反論があった²⁹。
- (58) 調査当局の見解： 重要事実では、補助金利益額の算定について、事実を総合的に判断し、措置当時においてハイニックスは債権者に実質的な価値を有していない株式を発行した、すなわち株式の価値はゼロであったと認定し、また、ハイニックスが当該出資転換に係る費用を負担したことを見た事実は認められない、と認定したものである³⁰。当該事実認定は、パネル及び上級委報告で判断されたとおり³¹、SCM協定に整合的にするために、措置当時における補助金を受領した者の視点から行うことが要請されているが、調査当局は、上級委報告及びパネル報告の判断を踏まえ³²、係る要請及び判断に沿った事実認定を行ったものである。韓国政府及びハイニックスの反論は、補助金を交付した者からの視点から利益額を主張するものである。また、将来の株価上昇についてのハイニックスの反論は、政府の資金的貢献がなされた措置当時以降の事実を検討すべきとするものである。これら反論は、本件の上級委により要請されるSCM協定に相反するものである。したがって、韓国政府及びハイニックスの反論は受け入れられない。
- (59) ハイニックスから、「2002年以降実際にハイニックスの株価は非常に上昇したことを公共の報道が確認しており、またハイニックスの株式を受領した債権者は極めて順調であることから、本件において日本調査当局がこの基本的な経済的ポイントを無視したことは特に皮肉である。一つの時点におけるきわめて近視眼的な視点が、完全で説得力があることはまれであり、その後の出来事により拒否される。」との反論があった。

²⁹ ハイニックスは、2002年12月措置の補助金利益額の算定に関する反論に当たり、脚注において重要事実の2001年10月措置に係る記述部分を引用している（重要事実(25)-(28)）。2001年10月措置の補助金利益額の算定における反論としても、本調査結果報告書(58)と同様の理由から、反論は受け入れられない。

³⁰ 重要事実(23)-(33)

³¹ 重要事実(46)

³² 重要事実(19)-(22)

- (60) 調査当局の見解：債務の株式化の条件は、それが決定された時点で債務者が直面していた事実に照らして評価されるべきものである。よって、「株式を受領した債権者は極めて順調であり、一つの時点におけるきわめて近視眼的な視点が、完全で説得力があることはまれであり、その後の出来事により拒否される。」とのハイニックスの反論は、受け入れられない。
- (61) ハイニックスから、「日本調査当局は、債権者に対する株式発行における『ハイニックスの費用』のための合理的な代替物として、ハイニックス株式の市場価格を利用することができます、また利用すべきである。日本調査当局は、株価は韓国政府の補助金により歪められ、また株式が2006年まで売却できなかったと主張してこの選択肢を拒否した。いずれの理由も審査に耐えうるものではない。」との反論があった³³。
- (62) 調査当局の見解：出資転換により債権者に発行された株式には売却制限が付されているが、これに対して市場価格は売却制限が付されていない株式の価格であり、これを利用することは適切ではなく、ハイニックスの株式の市場価格を利用する事が合理的であるという証拠は提出されていない。ハイニックスは株価が係る費用の「合理的な代替物」であると主張するが、その理由について何ら述べておらず、係る主張に合理性があるものとは認められない。
- (63) また、本調査の記録上、ハイニックスが株式交換のための株式発行により、一定規模の費用を負担していたとする証拠はない。したがって、調査当局として係る発行費用は無視できる程度のものと判断せざるを得ない。よって、ハイニックスの反論は受け入れられない。

2 - 2 - 3 2002年12月措置による補助金に関する結論

- (64) このほか、「2-2 2002年12月措置による補助金」に関して、特に反論は認められなかった。以上より、重要事実の「2-2 2002年12月措置による補助金」に関して、重要事実の開示の際に示された調査当局の事実認定及び当該事実に基づく判断を変える必要はないものと認められた。

2 - 3 補助金についての事情の変更の有無に関する結論

- (65) 以上より、重要事実の「第2 補助金についての事情の変更の有無」に示された調査当局の事実認定及び当該事実に基づく判断を変える必要はないものと認められた。

第3 他の反論とその検討

3 - 1 補助金率の算出について

³³ ハイニックスは、2002年12月措置の補助金利益額の算定に関する反論に当たり、脚注において重要事実の2001年10月措置に係る記述部分を引用している（重要事実(27)）。なお、重要事実において、補助金による株価の歪曲については、2001年10月措置にのみ事実認定している。2001年10月措置の補助金利益額の算定における反論としても、当該部分を含め、本調査結果報告書(62)-(63)と同様の理由から、反論は受け入れられない。

- (66) エルピーダから、「SCM協定付属書 第2項において、『・・・補助金の全般的な割合が產品の価額の五パーセントを超えているかいかを決定するに当たっては、当該產品の価額については、販売に係る資料の入手が可能な期間であって補助金が交付されている期間に先立つ直近の十二箇月の期間における補助金を受ける企業・・・の販売総額として計算する』…とされており、さらにSCM協定付属書 第3項においても、『補助金が一の產品の生産又は販売に結び付いている場合には、產品の価額については、販売に係る資料の入手が可能な期間であって当該補助金が交付されている期間に先立つ直近の十二箇月の期間における当該補助金を受ける企業の当該一の產品の販売総額として計算する』とされていることからすれば、2001年10月措置における2003年の補助金率は、2003年に配分される補助金額を、前年である2002年におけるハイニックス総売上高で除して計算すべきである。」との反論があった。
- (67) 調査当局の見解：補助金率の算出に当たって用いるハイニックスの総売上高の対象年については、そもそもWTO紛争解決手続で争いになっておらず、WTO是正勧告の対象となっていない。よって、当該反論は採用できない。なお、指摘されたSCM協定付属書 第2項、第3項は同協定6.1(a)の計算方法であり、本調査には適用されない³⁴。これについてはWTO上級委において判例³⁵が示されている。

3・2 2002年12月措置による補助金利益の配分期間について

- (68) ハイニックスから、「2001年10月再編による反復しない利益が2005年に完全に償却されたのと同様、2002年12月再編による反復しない利益は2006年に完全に償却された。現在は2008年である。丸2年間、日本は不適正に關税を賦課してきた。それは、考慮に入れられるべき重大な事情の変更を示している。」したがって、「2002年12月措置による反復しない補助金について、相殺關税は撤廃されるべきである。」との反論があった。
- (69) 調査当局の見解：本調査はWTO是正勧告を受けたものである。2002年12月措置の反復しない補助金利益の配分期間と賦課との関係については、そもそもWTO紛争解決手続において争われておらず、是正対象となっていない。よって本調査の重要事実に対する反論としては採用できない。
- (70) なお、2007年以降も含めた賦課時以降の事情の変更については、新たに賦課時以降を調査対象期間として、見直し調査により、当該事情の変更の有無について事実認定を行う必要がある。また、見直し調査については、利害関係者から要望があった場合、法令に基づき、事情の変更の有無につき調査を行うこととされている。
- (71) 韓国政府から、「5年間の償却期間が2002年再編における利益が2006年に満了することを意味するものとすると、係る決定の論理は、2002年12月再編に基づく今日における關税の賦課又

³⁴ SCM協定第6.1条は、同協定第31条の規定により既に失効しており、いずれにせよ本調査には適用されない。

³⁵ Canada-Aircraft 上級委報告(159)

は継続は第 19.4 条の要件に一致しないとの結論に至るものである。」との反論があった。また、「2006 年末に利益の供与が終了した補助金に基づき、2008 年に相殺関税を賦課することはできない。実際、相殺関税の賦課の継続は、『相殺関税は、損害を与えている補助金に対処するために必要な期間及び限度においてのみ効力を有する』と明白に規定する SCM 協定第 21.1 条の要件に直接違反する。」との反論があった。

- (72) 調査当局の見解： 本調査は WTO 是正勧告を受けたものである。2002 年 12 月措置の反復しない補助金利益の配分期間と賦課との関係については、そもそも WTO 紛争解決手続において争われておらず、是正対象となっていない。よって、本調査の重要事実に対する反論としては採用できない。パネル、上級委は、当初の賦課決定時には SCM 協定 19 条が、賦課後については SCM 協定 21 条が適用されるとしている³⁶。また、相殺関税のうち 2002 年 12 月措置に係る部分については、賦課決定時の 2006 年 1 月においては 5 年間の補助金配分期間中であり、補助金利益が存在していることから、SCM 協定 19.4 条とも整合的である。以上から、当該反論は採用できない。
- (73) なお、賦課されている相殺関税措置に関して、利害関係者から見直し調査開始の要望が出される等により、補助金、国内産業に与える損害等についての賦課時以降の事情の変更があることについて、十分な証拠があり、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うこととされている。
- (74) ハイニックスから、「2002 年 12 月措置による補助金利益のうち、債務の出資転換については、2002 年から 2006 年までの 5 年間に配分され、その余の補助金については、2003 年に配分されることとなる。2007 年以降については配分されるべき補助金はない。」との反論があった。
- (75) 調査当局の見解： 本調査は、調査対象期間を当初調査と同じ 2003 年を対象としており、反論の指摘の通り、2002 年 12 月措置による補助金利益を認定し、SCM 協定に整合的としたものである。なお、2002 年 12 月措置の補助金の利益の額の配分期間については、そもそも WTO 紛争解決手続において争われておらず、是正対象となっていない。また、当初調査において、当該措置のうち弁済期延長に係る補助金は、反復する補助金として、調査対象期間である 2003 年においてハイニックスが受領した補助金額すべてを当該年に配分して補助金利益額を算定したものである。よって、2004 年以降に引き続きハイニックスが当該補助金により利益を受領していると認められた。本調査の記録上、当該事実認定に反する証拠はない。
- (76) ハイニックスから、「日本政府は、関税定率法 7 条第 18 項に基づき、時の経過によって現時点においてすでに補助金が存在しないという『当該指定貨物に係る補助金についての事情の変更』があるとして、2002 年 12 月措置による反復しない補助金に基づく相殺関税の廃止が求められた場合にこれを拒絶する理由はない。」、「関税定率法 7 条 18 項に基づき、時の経過によって、現時点においてすでに 2002 年 12 月措置による反復しない補助金については補助金利益が存

³⁶ パネル報告(7.350)。United States-Carbon Steel 上級委報告(70)。この点について、本件の上級委では争われていない。

在しないという『当該指定貨物に係る補助金についての事情の変更』があるとして、相殺関税の廃止が求められた場合、日本政府は、これに応じて、相殺関税を廃止すべきである。」との反論があった。

- (77) 調査当局の見解： 法第7条第18項及び第19項に従い、賦課されている相殺関税措置に関して、利害関係者から見直し調査開始の要望が出される等により、補助金、国内産業に与える損害等について賦課時以降の事情の変更があることについて、十分な証拠があり、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うこととされている。
- (78) 現在のところ、利害関係者から、法第7条第18項に基づき、相殺関税賦課時以降の補助金に関する事情の変更についての十分な証拠の提出とともに、相殺関税を変更、又は廃止することについての要望は出されていないが、同項による要望があった場合、法第7条第19項に基づき、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うこととなる。

3-3 米、ECの課税判断について

- (79) ハイニックスから、「わが国の憲法98条2項は、『日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする』と定めている。当事国ではない欧州及び米国が本件に関する相殺関税を撤廃する中、もし、WTO勧告を受け、これを実施する義務を負う当事国であるわが国が、相殺関税を維持するという立場をとると、これは、憲法98条2項に反することとなる。」との反論があった。
- (80) 調査当局の見解： 他国の課税判断が、直ちに我が国の課税判断に反映されるものではない。また、WTO勧告は、特定の具体的措置の実施を求めてるものではない。我が国は、WTO是正勧告を誠実に履行するべく、本件調査を実施し、その結果に基づき、WTO是正勧告で求められているSCM協定に整合的な措置をとるものであり、そもそも憲法第98条第2項との関係で問題が生じるものではない。よって、当該反論は採用できない。
- (81) なお、ECや米国は、それぞれの国内法の手続にしたがって、利害関係者からの要望を踏まえて開始した見直し調査を経た上で、相殺関税の撤廃や引下げを行っている。

3-4 WTO是正勧告について

- (82) 韓国政府から、「パネル及び上級委員会の報告書は、ハイニックス…により輸出されたDRAMに対する相殺関税を継続するための根拠を完全に排除している。」、「かかる状況において、…勧告の適正な履行は、すべての相殺関税の即時の終了を要求するものである。」との反論があった。
- (83) 調査当局の見解： WTO是正勧告として採択された上級委報告及びパネル報告は、相殺関税の撤廃を求めているのではなく、SCM協定に不整合とされた我が国の措置を当該協定に適合さ

せるよう勧告している。韓国政府の主張もその具体的な根拠を示していない。よって、当該反論は採用できない。なお、我が国は2008年1月15日、DSBの会合において、WTOは正勧告を実施する意思を通報したところであるが³⁷、本件調査はまさに当該勧告を誠実に実施するべく行われているものである。

3-5 その他の反論を踏まえた結論

(84) 以上により、重要事実に示された調査当局の事実認定及び当該事実に基づく判断を変える必要はないものと認められた。

第4 結論

(85) 以上により、重要事実の「第1 総論」及び「第2 補助金についての事情の変更の有無」に対する利害関係者等からの反論及び利害関係者等からのその他の反論を検討し、「第3 補助金についての事情の変更の有無に関する結論」についても変更の必要はなく、重要事実に示された調査当局の事実認定及び当該事実に基づく判断を変える必要はないものと認められた。

(86) 以上の調査により判明した事実から、調査の対象である2001年10月措置及び2002年12月措置に係る補助金についての事情の変更は認められなかった。

³⁷ 重要事実(3)